

入試Q & A（令和8年度入試用）

【専門職学位課程について】

Q1 臨床心理学研究科は、専門職学位課程であると知りました。専門職学位課程というのはどういうものなのでしょうか？

A 高度専門職業人としての臨床心理士を養成することに特化した専門職学位課程です。必修科目を含めた所定の単位を修得したのち、「臨床心理修士（専門職）」の学位が授与されます。

従来の臨床心理士養成の指定大学院では、カリキュラムの中に研究者養成と専門家（臨床心理士）養成が混在していました。専門職学位課程は、専門家養成に特化した実習を充実させたカリキュラムと修了要件を設定した学位課程です。

Q2 専門職大学院（専門職学位課程）と第1種指定大学院には、どのような違いがありますか？

A 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した専門職大学院と第1種指定大学院の修了者は、共に修了後直近の「臨床心理士」資格試験の受験資格が与えられます。専門職大学院では、一般の修士課程の修了要件である修士論文の提出は課されません。そのかわり本研究科では、自らが担当した心理臨床事例に基づく、「事例研究論文」の提出が課されます。

【TOEICについて】

Q3 平成23年度からはTOEICが導入されたと聞きましたが、どのような方法で行われるのでしょうか？

A 平成23年度より、外国語試験としてTOEICを導入致しました。出願時に、TOEIC Listening & Reading OFFICIAL SCORE CERTIFICATEの原本（紙媒体に限る）又はデジタル公式認定証（PDFを印刷したもの）を提出してください。それ以外のテストのスコアは対象となりませんのでご注意ください。

- TOEIC Listening & Reading Test
- × TOEIC Speaking & Writing Tests
- × TOEIC Speaking Test
- × TOEIC Bridge Listening & Reading Tests
- × TOEIC Bridge Speaking & Writing Tests
- × 団体特別受験制度（IP: Institutional Program）

TOEICの実施日程については以下のホームページを参照ください。

（TOEIC； <https://www.iibc-global.org/toEIC/test/lr/guide01/schedule.html>）

Q4 TOEIC において、合格基準点は設けられているのでしょうか？

A TOEIC の合格基準点は特に設けておりません。外国語（英語）試験は提出された TOEIC Listening & Reading OFFICIAL SCORE CERTIFICATE に記載されたスコアを換算して選抜時の外国語（英語）得点とします。外国語（英語）得点、筆記試験、および口述試験の総合得点により可否を決定します。

Q5 TOEIC は、何年前のものでも有効でしょうか？

A 入学試験 1 日目から起算して、2 年前まで実施されたものを有効とします。いずれも年に複数回実施されますので、出願期間を想定して間に合うように受験してください。

【社会人特別選抜について】

Q6 社会人特別選抜の出願資格はどのような条件でしょうか？

A 学生募集要項にあるように、「常勤の心理職として令和 7 年 3 月 31 日までに 2 年以上の勤務経験を有する者」です。詳しくは学生募集要項をご覧ください。

Q7 学生募集要項の「社会人特別選抜入試を受験できる者」の「心理職」とは具体的にはどのような仕事になるのでしょうか？

A 病院やクリニックの心理職（心理士、心理技官、心理療法士など）、学校や教育委員会の心理職（スクールカウンセラー、心理相談員など）、家庭裁判所調査官、少年鑑別所法務技官、児童福祉施設や障害者福祉施設等での心理職（心理士、心理支援員など）などが該当します。

Q8 学生募集要項の「社会人特別選抜入試を受験できる者」の「心理職」に関して、ケースワーカーや児童養護施設等指導員は心理職には該当しないのでしょうか？

A ケースワーカーや児童養護施設等指導員の人は、本研究科での社会人特別選抜の対象としては該当しません。一般選抜の出願資格をご確認ください。

Q9 学生募集要項の「社会人特別選抜入試を受験できる者」の「心理職」に関して、学校の教員や養護教諭は社会人特別選抜の対象になるのでしょうか？

A 臨床心理学研究科での社会人特別選抜の対象には、該当しません。一般選抜の出願資格をご確認ください。

Q10 週3日の非常勤でも社会人特別選抜の対象になるのでしょうか？

A 該当しません。本研究科の社会人特別選抜ではあくまで常勤職（正規社員・正規職員など）を対象としています。

それ以外の人が受験を希望する場合は、一般選抜の出願資格をご確認ください。

Q11 社会人で入学する場合、毎日どれくらい大学に通えばよいのでしょうか？

A 基本的には、ほぼ毎日通うことになります。加えて、昼間に学内実習や学外実習が組まれますので、現職での時間的制約や有給休暇などを鑑みて検討してください。

【履修制度について】

Q12 短期履修制度があると聞きました。それはどのようなものですか？

A 本研究科は2年課程ですが、過去に修了した大学院の単位を認定（既修得単位認定）するもので、1年間で修了できる制度です。

対象者は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会より認定されている「第1種指定大学院」を修了し、既に臨床心理士資格を有している人です。これに該当する本人の希望で適用されます。その際、最短1年の在学期間で修了が可能となります。

短期履修制度の認定を受けるには、一定の条件がありますので、入学前に法文学部専門職大学院係にお問い合わせください。

Q13 長期履修制度があると聞きました。それはどのようなものなのでしょうか？

A 仕事、家事、育児、介護などの事情で2年間の履修が困難である人に対して、2年間の学費で最大4年間在籍が可能となる制度です。

長期履修制度の認定をうけるには、一定の条件がありますので、該当する人は、入学前に法文学部専門職大学院係にお問い合わせください。

これまでも3名の学生が長期履修制度の認定を受けて修了しています。

Q14 長期履修制度は、留年した場合でも該当するのでしょうか？

A 通常の単位不足による留年は該当しません。

長期履修制度の対象は、仕事、家事、育児、介護など制度に該当する理由のある人に限られます。

【カリキュラム等について】

Q15 専門職大学院としてカリキュラムの内容にどのような特徴がありますか？

A 従来の講義・演習科目に加え，実務実習に力を入れており，学内や学外の実習に伴う時間数やスーパーヴィジョンなどを充実させたカリキュラム内容となっています。

Q16 修了要件は何単位ですか？

A 46 単位です。

【出願に必要な書類について】

Q17 心理学ではない分野の学部を卒業しました。出願書類として提出する卒業論文は他分野のものでも良いでしょうか？

A 他分野のもので結構です。

Q18 複数の大学や大学院を卒業しました。出願書類として提出する卒業論文や学業成績証明書は、どこのものを提出したらよいでしょうか。

A 出願時点の学歴を確認させていただいた上で回答しますので，事前に専門職大学院係(hdaigakuin@kuas.kagoshima-u.ac.jp)までお問合せください。

Q19 卒業した大学のカリキュラム上，卒業論文は執筆していません。卒業論文として何を提出したら良いでしょうか。

A 卒業論文を提出していない方は，それに準ずる程度の研究報告書(日本語に限る)を提出してください。研究報告書は，2,000 字以上で記載し，最終ページの右下側に文字数を記載するようにしてください。なお，文字数に図表及び文献リストは文字数には含めません。

Q20 外国語で卒業論文を執筆しました。出願書類として提出する卒業論文は外国語のままで良いでしょうか。

A 外国語で卒業論文を執筆された方は，日本語訳を添付してください。

【その他】

Q21 大学院受験に関して、専任教員に質問することはできますか？

A 令和7年7月19日（土）にオンラインでの研究室訪問を行う予定です。変更等がある可能性もありますので、適宜ホームページをご参照ください。

当日参加できない場合や、研究室訪問を希望する場合は、専門職大学院係(hdaigakuin@kuas.kagoshima-u.ac.jp)までご連絡ください。ただし、10月～12月は受け付けておりません。

Q22 入学後の経済的支援にはどのようなものがありますか？

A 経済的な理由により納付が著しく困難であり、かつ学業優秀であると認められる学生に対しては、選考の上、授業料や入学料を免除する制度があります。また、日本学生支援機構を初めとした各種団体の奨学金制度があります。詳しくは合格者に対して送付される「入学案内」にてお知らせします。

Q23 小さな子どもがいますが、子育てしながら修学は可能でしょうか？

A 基本的には可能ですが、授業や学内実習・学外実習等では夜間に及ぶことがありますので、保育や家庭支援を受けるなど、学業と生活が両立できる環境を十分に整えた上で受験してください。

Q24 修了生の就職先にはどのようなものがありますか？

A 本研究科修了生のこれまでの主な就職先としては、家裁調査官補、法務技官、県職、市町村(福祉課、学校教育課など)、総合病院、精神科病院、医院(精神科、心療内科、小児科クリニックなど)、第一種・二種福祉事業施設、発達支援センターなどがあります。他の大学の博士後期課程に進学する人もいます。

Q25 受験上の合理的配慮についてはどのようなものがありますか？

A これまで実施した受験上の配慮としては以下のもの等があります。直近3年間（令和4年から令和6年まで）では2件の合理的配慮に基づく対応をしました。受験上特別な配慮を必要とする場合は、事前の相談が必要です。募集要項を確認の上、記載された期日までに相談してください。

（受験上の配慮の例）

- ・試験室における座席の配慮
- ・試験時間の延長
- ・車椅子（電動含む）や松葉杖の使用
- ・別室での受験
- ・検査室入り口までの付添者の同伴
- ・試験時間中の捕食や薬の服用 など